

京都市教育長告示第3号

京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則第1条の規定に基づき、京都市生涯学習総合センター分館を次のとおり臨時に休館します。

令和2年5月29日

京都市教育長 在田 正秀

休館する期間 令和2年12月21日（月）から令和3年2月28日（日）まで

(教育委員会事務局生涯学習部)